大和ケアマネージャー連絡協議会組織運営に関する内規(案)

(趣 旨)

第1条 この内規は、大和ケアマネージャー連絡協議会規約(以下「規約」という。)第17条に 定める規定により、組織運営について必要な事項を定めるものとする。

(企画運営部会の構成)

- 第2条 企画運営部会の構成は、以下のとおりとする。
 - (1) 研修企画グループ

研修企画グループは、ケアマネージャーとしての知識・技術の習得と職業倫理の確立 を目的とした各種研修事業の企画立案・運営を行う。

(2) 交流集会グループ

交流集会グループは、会員相互の情報交換と親睦・交流を目的とした各種交流事業の 企画立案・運営を行う。

(3) 情報提供グループ

情報提供グループは、会員に対する介護保険関連情報や会員相互の情報共有を目的とした各種情報提供事業の企画立案・運営を行う。(ホームページ関係の企画運営を含む)

(4) 主任ケアマネジャーグループ

<u>主任ケアマネジャーグループは、地域包括支援センターと協力し、ケアマネジャーを</u> 支援をするための研修会等の企画立案・運営を行う。

(企画運営部会員の選出方法)

- 第3条 企画運営部会員は、任期改選の3ヶ月前より公募し、前条で示したいずれかのグループに 所属するものとする。
 - 2 各グループの人員は概ね10人程度とする。

(役員会の構成)

第4条 役員会は、企画運営部会の各グループにおいてそれぞれ3名程度を選出し構成する。

(役員の選出)

- 第5条 会長、副会長及び会計は、役員会の互選で選出する。
 - 2 会長、副会長及び会計をのぞく役員を、運営委員として位置づける。
 - 3 運営委員は、企画運営部会のいずれかのグループの正副リーダーを務める。

(事務局の選出)

第6条 事務局は、会員の中より会長が指名する。

(監事の選出)

第7条 監事は、役員、企画運営部会員及び事務局以外の会員より選出する。

(委 任)

第8条 この内規に定めるもののほか、組織運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この内規は、平成16年4月10日から施行する。なお、この内規の施行に伴い、企画運営会 議設置内規は廃止する。

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

この内規は、平成28年4月1日より施行する。

この内規は、平成31年4月13日より施行する。